

## ＜各段階における対策＞

## 未発生期

- ・新型インフルエンザが発生していない状態。
- ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルス<sup>★1</sup>が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

### 【目的】

- 1) 発生に備えて体制の整備を行う。
- 2) 国が提供する海外での発生状況等の情報を注視する。

### 【対策の考え方】

- 1) 新型インフルエンザは、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、市町村等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2) 新型インフルエンザが発生した場合の対策等に関し、県民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
- 3) 国が提供する海外での発生状況等の情報を、継続的に収集する。

## 実施体制

### 【体制整備及び国・市町村との連携強化】

対 応 項 目	所 管
○県における取組体制を整備・強化するために、知事を本部長とする「推進本部」を設置し、初動対応体制の確立や発生時に備えた業務継続計画 <sup>★8</sup> の策定を進めるとともに、これら未発生期における対策の実施状況を定期的にフォローアップする。	危機管理部 農業振興部 健康政策部  ★16 全部局等
○市町村や業界団体等と連携し、新型インフルエンザの発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。	★15 関係部局等
○市町村における行動計画、業務継続計画 <sup>★8</sup> 等の策定、新型インフルエンザ対策に携わる職員等の養成を支援する。	危機管理部 健康政策部
○自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関との連携を進める。	危機管理部 健康政策部

## サーベイランス・情報収集

## 【情報収集】

対 応 項 目	所 管
<p>○新型インフルエンザの対策等に関する国内外の情報を収集する。</p> <p>(参考:情報収集源)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 関係省庁(鳥・新型インフルエンザ)</li> <li>➤ 国立感染症研究所(新型インフルエンザ)</li> <li>➤ 国立大学法人北海道大学(鳥インフルエンザ)</li> <li>➤ 独立行政法人動物衛生研究所(鳥インフルエンザ)</li> <li>➤ 国立大学法人鳥取大学(鳥インフルエンザ)</li> <li>➤ 地方公共団体(鳥・新型インフルエンザ)</li> <li>➤ 検疫所(鳥・新型インフルエンザ)</li> </ul>	<p>健康政策部</p> <p>文化生活部</p> <p>農業振興部</p>

## 【インフルエンザに関する平時のサーベイランス】

対 応 項 目	所 管
<p>○人で毎年冬期に流行する通常のインフルエンザについて、指定届出機関(48 の定点医療機関)において患者発生の動向を調査し、県内の流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の 12 の医療機関において、ウイルスの亜型や薬剤耐性等を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。</p>	健康政策部
<p>○インフルエンザによる入院患者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。</p>	健康政策部
<p>○学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。</p>	教育委員会 健康政策部

## 情報提供・共有

## 【継続的な情報提供】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザに関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。	健康政策部 ★ <sup>15</sup> 関係部局等
○手洗い、うがい、咳エチケットなど、通常のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。	健康政策部

## 【体制整備】

対 応 項 目	所 管
<p>○コミュニケーションの体制整備として以下を行う。</p> <p>新型インフルエンザ発生時に、発生状況に応じた県民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、対策の実施主体を明確にする)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取手に応じ、利用可能な複数の媒体・機関を活用する)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 健康政策部、危機管理部及び関係各部局は、部局ごとに広報責任者を置き、必要に応じ、事前に決定した役割分担に基づき、報道機関への広報(取材)担当者を置く。</li> <li>➤ 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。</li> <li>➤ 国や市町村、関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。</li> <li>➤ インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。</li> <li>➤ 新型インフルエンザ発生時に、県民からの相談に応じるため相談窓口の設置準備をする。</li> </ul>	危機管理部 健康政策部 ★ <sup>15</sup> 関係部局等

## 予防・まん延防止

### 【対策実施のための準備】

対 応 項 目	所 管
《個人レベルでの対策の普及》 ○手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防の普及を図る。また、自らが患者となった場合の行動についての理解促進を図る。	健康政策部
《地域・社会レベルでの対策の周知》 ○新型インフルエンザ発生時に実施され得る、患者の濃厚接触者の外出自粛、学校・保育施設等の臨時休業、集会の自粛等の、県内での感染拡大をなるべく抑えるための対策について周知を図る。	健康政策部
《衛生資器材等の供給体制の整備》 ○衛生資器材等（消毒薬・マスク等）の流通・生産・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。	健康政策部
《水際対策》 ○検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、検疫所その他関係機関の連携を強化する。	健康政策部 土木部

## 医療

### 【県内医療体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○福祉保健所は、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を取りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。	健康政策部
○ <sup>★17</sup> 帰国者・接触者相談センター及び <sup>★18</sup> 帰国者・接触者外来の設置の準備を進めるとともに、 <sup>★19</sup> 感染症指定医療機関等での入院患者の受け入れ準備を進める。	健康政策部
○一般医療機関に対して、 <sup>★22</sup> 個人防護具の準備などの院内感染対策等を進めるよう要請する。	健康政策部

## 【県内感染期に備えた医療の確保】

対 応 項 目	所 管
○全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成を支援する。	健康政策部
○県内の実情に応じ、感染症指定医療機関のほか、公的医療機関等で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備する。	健康政策部
○入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)を把握する。	健康政策部
○入院治療が必要な新型インフルエンザ患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討を行う。	健康政策部
○県内の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザの初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。	健康政策部
○社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。	健康政策部 地域福祉部
○県内感染期においても救急機能を維持するための方策についての検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。	危機管理部 健康政策部

## 【研修等】

対 応 項 目	所 管
○各マニュアルに沿って、市町村等と協力し、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を行う。	健康政策部

## 【医療資器材の整備】

対 応 項 目	所 管
○必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。	健康政策部

○ <sup>★19</sup> 感染症指定医療機関等における必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行ったうえ、十分な量を確保する。	健康政策部
--	-------

## 【検査体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○衛生研究所において新型インフルエンザの <sup>★24</sup> PCR検査を実施する体制を整備する。	健康政策部

## 【医療機関等への情報提供体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。	健康政策部

## 【抗インフルエンザ薬の備蓄】

対 応 項 目	所 管			
○他都道府県における備蓄状況や最近の医学的な知見等を踏まえ、国と県を併せて、県民の45%に相当する量の <sup>★5</sup> 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。	健康政策部			
＜平成23年〇月〇日現在の備蓄量＞				
・国備蓄量（平成20年度に備蓄完了）		152,400人分		
リン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）		144,300人分		
ザナミビル水和物（商品名：リレンザ）		8,100人分		
・県備蓄量		152,400人分		
		計（人分）		
H18年度		29,370	0	29,370
H19年度		36,630	0	36,630
H21年度		72,430	13,970	86,400
計	138,430	13,970	152,400	
※県人口は平成22年将来推計人口(771千人)より積算				
※一般流通備蓄(約42,000人分)等を合わせ、県民の45%を達成。				
○国が検討する、新たな <sup>★5</sup> 抗インフルエンザウイルス薬も含めた備蓄割合を基本として、県内の備蓄割合を検討する。	健康政策部			

【<sup>★5</sup>抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備】

対 応 項 目	所 管
○ <sup>★5</sup> 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を確認し、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対し、 <sup>★5</sup> 抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。	健康政策部

## ワクチン

## 【情報収集とワクチン確保・供給体制】

対 応 項 目	所 管
<sup>★20</sup> <プレパンデミックワクチン> ○医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対する <sup>★20</sup> プレパンデミックワクチン接種に関する情報を収集する。	健康政策部
<sup>★21</sup> <パンデミックワクチン> ○ <sup>★21</sup> パンデミックワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。	健康政策部

## 【接種体制の構築】

対 応 項 目	所 管
○国の方針に基づき、市町村や関係団体等と協力して、速やかに <sup>★20</sup> プレパンデミックワクチン及び <sup>★21</sup> パンデミックワクチンを接種できる体制を構築する。	健康政策部 <sup>★15</sup> 関係部局等

## 【情報提供】

対 応 項 目	所 管
○新型インフルエンザ対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、県民の理解促進を図る。	健康政策部

## 社会・経済機能の維持

【<sup>★6</sup>事業継続計画の策定促進】

対 応 項 目	所 管
○事業者に対し、新型インフルエンザの発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう要請する。	<sup>★15</sup> 関係部局等
○社会機能の維持に関わる事業者による <sup>★6</sup> 事業継続計画の策定を、感染症対策所管部署と連携して支援する。	<sup>★15</sup> 関係部局等
○必要最小限の行政サービスを維持するため、 <sup>★8</sup> 業務継続計画を策定する。	<sup>★16</sup> 全部局等
○市町村に対し、 <sup>★8</sup> 業務継続計画の策定を支援する。	危機管理部 健康政策部 <sup>★15</sup> 関係部局等

## 【物資供給の要請】

対 応 項 目	所 管
○国や市町村と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備を要請する。	<sup>★15</sup> 関係部局等

## 【社会的弱者への生活支援】

対 応 項 目	所 管
○市町村に対し、県内感染期における高齢者、障害者等の社会的弱者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。	地域福祉部

## 【火葬能力等の把握】

対 応 項 目	所 管
○市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬体制を整備するよう要請する	健康政策部